

議案第 9 4 号

渋川市渋川スカイランドパーク遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市渋川スカイランドパーク遊園地条例の一部を改正する条例  
渋川市渋川スカイランドパーク遊園地条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「遊戯施設」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

第 7 条第 1 項第 2 号中「施設、附属施設又は遊戯施設（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「、その他」を「その他」に改める。

第 1 4 条中「遊園地の」を削る。

別表第 3 の 1 の表ネイブルコースターの項の前に次のように加える。

| 区分 | 金額 |
|----|----|
|----|----|

別表第 3 の 1 の表に次のように加える。

|          |         |
|----------|---------|
| くるくるどんぐり | 5 0 0 円 |
|----------|---------|

別表第 3 の 2 の表コインロッカーの項の前に次のように加える。

| 区分 | 金額 |
|----|----|
|----|----|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

寄附受納した遊具利用料金の設定及び条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正をするため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市渋川スカイランドパーク遊園地条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 遊園地の施設、附属施設及び遊戯施設（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>（3） （略）</p> <p>（入園の制限）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者について、遊園地の入園を拒むことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 施設等 を損傷するおそれがあると認めたる者</p> <p>（3） ・ （4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第8条 遊園地において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（1） 物品の販売、営業を目的とする写真撮影その他 の営業行為をすること。</p> <p>（2） ・ （3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第14条 利用者又は入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 施設等の利用により生じた傷害又はこの条例に基づく処分によって生じた損害については、市又は指定管理者は一切その責めを負わない</p> | <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 遊園地の施設、附属施設及び遊戯施設 の維持管理に関する業務</p> <p>（3） （略）</p> <p>（入園の制限）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者について、遊園地の入園を拒むことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 施設、附属施設又は遊戯施設（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めたる者</p> <p>（3） ・ （4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第8条 遊園地において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（1） 物品の販売、営業を目的とする写真撮影、その他の営業行為をすること。</p> <p>（2） ・ （3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第14条 利用者又は入場者は、遊園地の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 遊園地の施設等の利用により生じた傷害又はこの条例に基づく処分によって生じた損害については、市又は指定管理者は一切その責めを負わない</p> |

。ただし、施設等の不備又は係員の過失によって生じた傷害又は損害については、この限りでない。

## 別表第 3 (第 1 0 条関係)

## 利用料金

## 1 遊戯施設 (1 人 1 回につき)

| 区分        | 金額      |
|-----------|---------|
| ネイブルコースター | 6 0 0 円 |
| (略)       |         |
| スカイはうす    | 5 0 0 円 |
| くるくるどんぐり  | 5 0 0 円 |

## 2 便益施設

| 区分      | 金額      |
|---------|---------|
| コインロッカー | 3 0 0 円 |

。ただし、施設等の不備又は係員の過失によって生じた傷害又は損害については、この限りでない。

## 別表第 3 (第 1 0 条関係)

## 利用料金

## 1 遊戯施設 (1 人 1 回につき)

|           |         |
|-----------|---------|
| ネイブルコースター | 6 0 0 円 |
| (略)       |         |
| スカイはうす    | 5 0 0 円 |

## 2 便益施設

|         |         |
|---------|---------|
| コインロッカー | 3 0 0 円 |
|---------|---------|